

君津市生きがい支援センターの休館日の変更について

保健福祉部

1 概 要

生きがい支援センターは高齢者福祉の増進と介護予防を目的として、現在は火曜日から金曜日に健康増進事業（運動指導）を行っており、土曜日は委託事業者の対応ができないため事業を行っていない。また、全ての市町村が令和6年度までに「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を行うこととされ、君津市は令和3年度からの実施を予定している。

そこで介護予防等の事業を実施する拠点として生きがい支援センターの有効活用を図り、健康増進及び介護予防等の事業を効果的に展開するために、君津市生きがい支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正して、休館日の変更をしようとするもの。

2 改正内容

	現 行	見直し後
休館日	日曜日及び月曜日	土曜日及び日曜日

3 実施時期

令和3年4月1日から